大阪府条例第　　　号

大阪府議会委員会条例の一部を改正する条例

　大阪府議会委員会条例（昭和三十一年大阪府条例第四十五号）の一部を次のように改正する。

　次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

|  |  |
| --- | --- |
| 改正後 | 改正前 |
|  |  |
| （意見を述べようとする者の申出）  第二十二条　（略）  ２　前項の規定にかかわらず、同項の規定による申出は、議長が定めるところにより、議長が定める電子情報処理組織（委員会又は委員長の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項において同じ。）とその通知の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。第二十六条において同じ。）を使用する方法により行うことができる。  （代理人又は文書等による意見の陳述）  第二十六条　公述人は、代理人に意見を述べさせ、又は文書若しくは電子情報処理組織を使用する方法により意見を提示することができない。ただし、委員会が特に許可した場合は、この限りでない。  （記録）  第二十七条　（略）  　一・二　（略）  　三　出席委員及び欠席委員の氏名（第十二条の二の規定により出席した委員とそれ以外の委員とを分けて記載すること。）  　四―六　（略）  ２　（略）  ３　第一項の規定による記録の作成は、議長が定めるところにより、当該記録に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。 | （意見を述べようとする者の申出）  第二十二条　（略）  （代理人又は文書による意見の陳述）  第二十六条　公述人は、代理人に意見を述べさせ、又は文書で意見を提示することができない。ただし、委員会が特に許可した場合は、この限りでない。  （記録）  第二十七条　（略）  　一・二　（略）  　三　出席及び欠席委員の氏名  　四―六　（略）  ２　（略） |
|  |  |

附　則

　この条例は、令和六年四月一日から施行する。